墨田区立第三寺島幼稚園 園長 関口 亮治

「台風時対策」のガイドラインについて

日頃より本園の教育活動にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。 大型台風等の接近時、子供たちの安全を確保するため墨田区としてのガイドラインを基 に、以下の通りの安全対策を策定しております。ご理解とご協力をよろしくお願いいた します。

墨田区に「特別警報」「暴風警報」が発令された場合

- (1) 登園前に発令された場合
 - ①午前7時までに解除された場合 平常保育を原則とし、午後までの保育を実施する。
 - ②午前7時までに解除されなかった場合 臨時休業とする。
- (2) 登園後に発令された場合

幼稚園については、状況を判断して、「降園時刻前に」又は「一時待機」してから、 保護者の引き取りによる降園とする。

※「大雨警報」「洪水警報」のみ発令された段階では、平常保育とする。

- (3) 災害対策本部からの指令により、学校が避難所となった場合
 - ①午前7時までに解除された場合 教室環境を復旧後、登園時刻を遅らせて、午後までの保育を実施する。
 - ②午前7時までに解除されなかった場合 臨時休業とする。
- ※ 臨時休業の決定については、区や園のホームページに掲載、またはコドモン(学校情報 連絡メール)により園から保護者に連絡をします。
- ※ 本対応は区のガイドラインをもとに作成しています。各ご家庭の状況や通園途中の状況により、遅れることや欠席される判断をとっていただいて構いません。安全第一で対応をお願いします。